新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年７月29日

新潟県教育委員会

教育長　　池　田　　幸　博

新潟県教育委員会規則第10号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（名称、位置及び所管区域）
第11条　教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県教育庁下越教育事務所</td><td>新発田市</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　（略）

（分掌事務）
第13条　（略）
２　（略）
３　下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
(2) 施設及び設備等の維持管理に関する事項
(3) 渉外広報に関する事項
(4) 叙位、叙勲、褒章及び教育功労者その他の表彰に関する事項
(5) 教育に関する調査及び統計に関する事項
(6) 市町村教育委員会の連絡指導に関する事項
(7) 教職員住宅に関する事項
(8) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項
(9) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項
(10) 公立学校共済組合に関する事項
(11) 教職員互助会に関する事項
(12) 他課の所管に属しない事項
学校支援第１課～社会教育課　（略）
</td><td>
（名称、位置及び所管区域）
第11条　教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県教育庁下越教育事務所</td><td>新潟市</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　（略）

（分掌事務）
第13条　（略）
２　（略）
３　下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課
第１項に規定する総務課の分掌事務

学校支援第１課～社会教育課　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、平成28年８月８日から施行する。